

議員提出議案第5号

放射線から市民の不安解消のための安全基準と対処方法の早期制定を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成23年6月22日 提出

守谷市議会

議長 伯耆田 富夫 様

提出者 放射線災害対策特別委員会
委員長 松丸 修久

平成 年 月 日 原案 決

放射線から市民の不安解消のための安全基準と対処方法の早期制定を求める意見書

福島第一原子力発電所事故に伴う放射線に関連して、原子力災害対策本部の指示の下、文部科学省は4月19日、福島県教育委員会等に対して、「福島県内の学校等の校舎・校庭等の利用判断における暫定的な考え方について（通知）」により指導・助言をした。さらに、5月27日に文部科学省は、「福島県内における児童生徒等が学校等において受ける線量低減に向けた当面の対応について」を公表し、今年度、学校において児童生徒等が受ける線量について「当面、年間1ミリシーベルト以下を目指す」とした新たな方針が示されたところであるが、茨城県をはじめ放射線の影響を受けている他の県・市町村において、放射線対策を講じるための基準がなく、手探りの状態で、その対策に追われているのが現状である。

また、茨城県南部に位置する守谷市においては、マスコミやインターネット等において茨城県内でも放射線量率の測定値が高いことからホットスポットと報じられるなど、市民（特に子どもを持つ親）は大変な不安を抱え、対応を求める声は日増しに大きくなってきている。このような中、依然として国からは、放射能関連の統一した基準が示されていない状況にある。

このようなことから、市民（特に幼児・児童生徒等）が安心して生活ができるよう、国に対し下記の措置を早急に講ずるよう強く求めるものである。

- 1 市民が安心・安全な生活を営む上で必要な放射線に関する安全基準を明確にし、具体的な対応策を早急に示し、公表すること。
 - (1) 土壌（公園、校庭及び園庭等）の明確な安全基準と処理方針・処理方法
 - (2) 学校等における生活上の明確な安全基準とその対処方法
 - (3) 下水道汚泥の安全基準と処理方針・処理方法
 - (4) 放射線量率測定方法の統一したマニュアルの作成
 - (5) 農・畜産物の恒久的な安全基準の制定と流通体制の確保
- 2 茨城県、特に県南地域の空間線量が高い傾向にある原因究明とモニタリングポストの増設を行うこと。
- 3 放射線問題に関する情報提供は、各省庁にとらわれず一元化して行うこと。
- 4 放射線に関する風評被害を防止するため、健康への影響に関する正しい知識について、国による積極的な啓発活動を行うこと。
- 5 これらに要するすべての費用について、福島県と同様の財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

茨城県守谷市議会

提出先：内閣総理大臣，環境大臣・内閣府特命担当大臣（防災），
文部科学大臣，厚生労働大臣，農林水産大臣，経済産業大臣

提案理由（議員提出議案第5号）

提案の理由を申し上げます。

去る3月11日に発生した東日本大震災に伴う、福島第一原子力発電所事故による放射線に関して、国の原子力災害対策本部の指示の下、文部科学省は、4月19日に福島県教育委員会等に対し、「福島県内の学校等の校舎・校庭等の利用判断における暫定的な考え方について」という方針を発表しました。さらに5月27日には、文部科学省から福島県に対し、「福島県内における児童生徒等が学校等において受ける線量低減に向けた当面の対応について」を公表し、その中で、今年度、学校において児童生徒等が受ける線量について、「当面、年間1ミリシーベルト以下を目指す」対応を行うこととした、新たな方針を示しました。

しかし、茨城県をはじめとする、放射線の影響を受けている他の県や市区町村においては、放射線対策を講じるための基準が国から示されておらず、手探りの状態でその対策に追われているのが現状です。

また、守谷市においては、茨城県南部に位置しているという地理的状况にも関わらず、県内でも放射線量の測定値が高いことから、マスコミやインターネット等で、ホットスポットと報じられるなど、市民は大変な不安を抱え、対応を求める声は日に日に大きくなってきております。このような中でも、依然として国からは放射能関連の統一した基準が示されておりません。

このようなことから、市民が安心・安全な生活を営むことができるために、国に対し、放射線対策を講じるための措置を設けるよう強く要望し、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。